

第1節 非常参集職員の活動

全 部

第1 基本方針

町内に地震が発生した場合、町は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

第2 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。

配備体制	配 備 基 準
警戒一次体制	○飯綱町に震度4の地震が発生したとき
警戒二次体制	○南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
非常体制 (災害警戒本部)	○飯綱町に震度5弱・5強の地震が発生したとき ○大規模な災害が発生するおそれのあるとき
緊急体制 (災害対策本部)	○飯綱町に震度6弱以上の地震が発生したとき ○大規模な災害が発生したとき

※ 上記基準のほか、町長が必要と認める場合には、その指示により所定の配備をとることとする。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

第2 活動の内容

具体的な計画については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、地震情報等の伝達については、次のとおりである。

1 地震情報等の住民への伝達

町内で震度5弱以上の地震が発生したときには、町防災行政無線等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、町の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民への伝達を行う。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。主に高度利用者向けとして伝えられる。

(2) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表す

る。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(3) 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第3節	広域相互応援活動	242	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの運用計画	246	
第5節	自衛隊の災害派遣	250	
第6節	救助・救急・医療活動	255	
第7節	消防・水防活動	257	
第8節	要配慮者に対する応急活動	262	
第9節	緊急輸送活動	269	
第10節	障害物の処理活動	272	
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	274	
第12節	孤立地域対策活動	285	
第13節	食料品等の調達供給活動	286	
第14節	飲料水の調達供給活動	288	
第15節	生活必需品の調達供給活動	301	
第16節	保健衛生、感染症予防活動	302	
第17節	遺体の捜索及び対策等の活動	304	
第18節	廃棄物の処理活動	306	
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	308	
第20節	危険物施設等応急活動	309	
第21節	上水道施設等応急活動	313	
第22節	下水道施設等応急活動	315	
第23節	通信・放送施設等応急活動	317	
第24節	電気施設等応急活動	318	

第25節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

【しなの鉄道(株)】

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。そのためには、関係行政機関、町、その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

2 実施計画

【しなの鉄道(株)】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努めるものとする。

(1) 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施するものとする。

(2) 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによるものとする。

(3) 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

(4) 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。

また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておくものとする。

(5) 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておくものとする。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第26節	災害広報活動	322	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第27節	土砂災害等応急活動	324	●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第28節 建築物災害応急活動

全 部

第1 基本方針

町は、地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第2 活動の内容**1 公共建築物**

- (1) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (3) 町は、被害状況により、県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 町は、被害状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、実施体制の確立のため、県若しくは近隣市町村に支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

- (1) 町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。

(4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第29節	道路及び橋梁応急活動	333	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。
第30節	河川施設等応急活動	334	●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

総務課 産業観光課 建設水道課

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

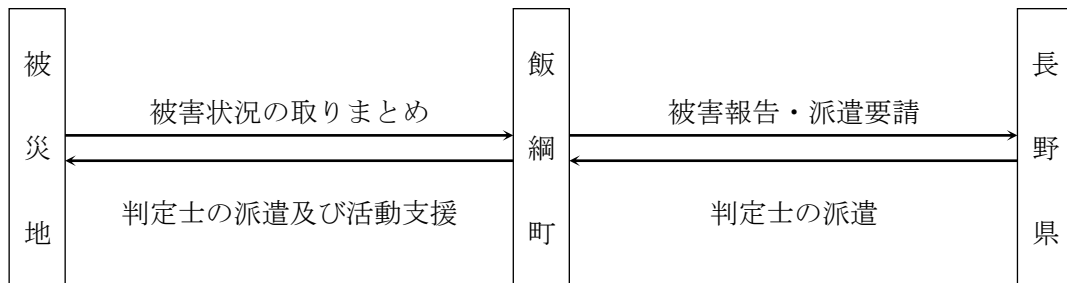
第2 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 町は、余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り交通規制や迂回道路の選定等を行う。
- (2) 町は、二次災害を防止し、かつ他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 町は、建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、長野地域振興局建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内
 - ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保



- (2) 町は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について、立入禁止等の措置をとる。
- (3) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

町は、関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、災害時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

町は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の二次災害防止活動については、長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

町は河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (2) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (3) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (4) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

町は、県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第32節	ため池災害応急活動	337	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第33節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

町は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

- (1) 町は、農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。
- (2) 町は、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

- (1) 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。
- (2) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

町は、被災状況を調査し、その結果を長野地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

〔住 民〕

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

3 家畜災害応急対策

(1) 家畜伝染病の防止

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、県の指導を得て、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

また、家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置について指導する。

ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

イ 殺処分又は死体の焼却、埋却

ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(2) 死亡家畜の処理

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に対して死亡家畜の検査を要請する。

イ 所有者不明等の場合の死亡家畜の処理については町が行い、県に対して必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第34節 文教活動

教育委員会

第1 基本方針

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。

第2 活動の内容**1 児童生徒等に対する避難誘導**

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第2次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第2次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

ウ 保護者にはあらかじめ第2次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

エ 避難場所では、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、町及び関係機関に報告又は連絡する。

(2) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 町教育委員会は、県教委の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

- (2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委、町及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- (イ) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、応急の教育を行う。
- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導に当たる。
- (エ) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備につ

いて調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

- (ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与及び保育料の減免等

(1) 教科書の供与

町教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。

イ 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 町は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。

イ 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定緊急避難場所へ避難させる。

ウ 保育園長は前記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに町に報告する。

エ 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア 町は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

イ 保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部長に報告する。

(4) 応急保育

町は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第35節	飼養動物の保護対策	345	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第36節	ボランティアの受入れ体制	346	
第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制	348	
第38節	災害救助法の適用	349	
第39節	観光地の災害応急対策	350	